

# 可搬型給電器「パワー・ムーバー」の提供に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と、群馬日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、可搬型給電器「パワー・ムーバー」（以下「PM」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

## 【趣旨】

第1条 この協定は、電気自動車等の蓄電池が搭載されている車両に接続して、家電製品等の使用が可能となるPMを、乙が甲に対して提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

## 【提供する物品】

第2条 乙が提供する物品は次のとおりとする。

物品名：ニチコン株式会社製 可搬型給電器「パワー・ムーバー」

型 番：VPS-4C1A

数 量：1台

## 【保管場所の通知義務】

第3条 乙は、PMを購入する際は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NEV」という。）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「補助金」という。）を活用する。

2 甲は、乙がNEVが交付する補助金の申請にあたり、保管場所の通知義務を伴うことから、乙に対し保管場所を通知しなければならない。

## 【物品の保管場所】

第4条 甲は、PMの保管場所を甲が所有する指定施設とし、保管業務を行わなければならない。

2 甲が指定する保管場所は下記のとおりとする。

①保管場所 : 群馬県安中市安中一丁目23-13

安中市役所 西庁舎

②連絡先 : 安中市総務部危機管理課危機管理係

③電話番号 : 027-382-1111

④FAX番号 : 027-329-6065

3 甲は、保管場所に変更が生じた場合、速やかに乙へその旨を報告しなければならない。

4 乙は、甲より保管場所の変更報告があった場合、速やかにNEVへその旨を報告しなければならない。

【物品の点検】

第5条 乙は、常にPMが使用できるように保管場所へ出向き、所在及び稼働の点検を1年毎に実施するものとする。

2 乙は、甲の担当者同席の下で点検を実施するものとする。

【PMの保有義務】

第6条 乙は、NEVが交付する補助金の活用にあたり、3年間の保有義務が伴うことから、購入後3年間はPMを保有しなければならない。

2 購入後3年が経過した後には、甲乙協議の上、保有者を決定するものとする。

【定めのない事項等の決定】

第7条 この協定に定めなき事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

【発効】

第8条 この協定は、令和2年4月9日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月9日

群馬県安中市安中一丁目23-13

甲 安中市

安中市長 茂木 英子



前橋市城東町1丁目6番地の8

乙 群馬日産自動車株式会社

代表取締役社長

天野 慎太郎

